

# 経済産業省

20210119貿局第5号  
輸出注意事項2021第10号

輸出貿易管理令の運用についての一部を改正する通達を次のように制定する。

令和3年1月22日

経済産業省貿易経済協力局長 飯田 陽一

## 輸出貿易管理令の運用についての一部を改正する通達

輸出貿易管理令の運用について（昭和62年11月6日付け62貿局第322号・輸出注意事項62第11号）の一部を別添の新旧対照表のとおり改正する。

### 附 則

この通達は、令和3年1月27日から施行する。

輸出貿易管理令の運用についての一部を改正する通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○輸出貿易管理令の運用について（昭和62年11月6日付け62貿局第322号・輸出注意事項62第11号）

改 正 後			現 行		
(略) 0 (略) 1 輸出の許可 1-0 (略) 1-1 輸出の許可 (1)～(6) (略) (7) 輸出令別表第1の中欄に掲げる貨物に関する輸出の許可 (イ) 輸出令別表第1の解釈 (略)			(略) 0 (略) 1 輸出の許可 1-0 (略) 1-1 輸出の許可 (1)～(6) (略) (7) 輸出令別表第1の中欄に掲げる貨物に関する輸出の許可 (イ) 輸出令別表第1の解釈 (略)		
輸出令別表第1の項	輸出令別表第1中解釈を要する語	解 釈	輸出令別表第1の項	輸出令別表第1中解釈を要する語	解 釈
1～1 2	(略)	(略)	1～1 2	(略)	(略)
13	(略)	(略)	13	(略)	(略)
	超合金	ニッケル、コバルト又は鉄の合金であって、649度を超える温度における使用条件のもとで、400メガパスカルにおける応力破断寿命が1,000時間を超え、かつ、最大引張強度が <u>850メガパスカル</u> を超えるものをいう。		超合金	ニッケル、コバルト又は鉄の合金であって、649度を超える温度における使用条件のもとで、400メガパスカルにおける応力破断寿命が1,000時間を超え、かつ、最大引張強度が <u>800メガパスカル</u> を超えるものをいう。
	(略)	(略)		(略)	(略)
14～	(略)	(略)	14～	(略)	(略)

16	16
(ロ) ~ (ニ) (略) (8) (略) 2 ~ 13 (略) 別表第1 輸出許可等の事務の取扱区分 別表第2 ~ 別表第7 (略)	(ロ) ~ (ニ) (略) (8) (略) 2 ~ 13 (略) 別表第1 輸出許可等の事務の取扱区分 別表第2 ~ 別表第7 (略)